

## 工事の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	穴水宿舎（R4）外壁改修工事 (電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
競争参加資格	(1) 建築工事D等級又はC等級の認定を受けていること。 (2) 建設業の許可を受けた者で、石川県内に「建築工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
工事場所	石川県鳳珠郡穴水町大町ト60-8
工事内容	・ 宿舎 構造・階数 鉄筋コンクリート造 3階建 建物規模 延べ面積676.08㎡ 工事種目 外壁改修工事、塗装改修工事、環境配慮改修工事、電気設備工事、機械設備工事 ・ 自転車置場 構造・階数 コンクリートブロック造 平屋建 建物規模 延べ面積14.94㎡ 工事種目 外壁改修工事、環境配慮改修工事、電気設備工事
工期	工事の始期から150日間 (ただし、令和5年2月1日(木)(工事着手期限)までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期をいう。)
入札契約方式	一般競争入札(標準型)
落札方式	施工体制確認型総合評価落札方式(施工能力評価型II型)
公告日	令和4年11月8日(火)
申請書及び資料の受付期間	令和4年11月21日(月)9時00分から17時00分及び 令和4年11月22日(火)9時00分から12時00分
入札書提出期限	令和4年12月19日(月)13時00分
開札日	令和4年12月21日(水)10時00分

## 「穴水宿舎（R4）外壁改修工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、図面及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、穴水宿舎（石川県鳳珠郡穴水町大町ト60-8）において、外壁改修等を行う工事です。

#### （1）主な工事内容

##### 1. 建物

##### 1) 宿舎

##### 外壁改修工事

ひび割れ部を改修の上、外装仕上改修（複層塗材）を行う。

外壁目地及び建具周囲のシーリング改修を行う。

上記に伴う、窓手摺等既存設置物の取外し・再取付けを行う。

##### 塗装改修工事

共用廊下の鋼製建具について塗装の塗り替えを行う。

##### 環境配慮改修工事

既存外壁仕上（アスベスト含有）を除去する。

##### 2) 自転車置場

##### 外壁改修工事

ひび割れ部を改修の上、外装仕上改修（複層塗材）を行う。

##### 環境配慮改修工事

既存外壁仕上（アスベスト含有）を除去する。

##### 2. 造園 外壁改修に係る既存樹木の枝払い・剪定

##### 3. 設備 外壁改修に係る電気設備、機械設備改修工事

#### （2）工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事です。

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができます。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しません。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできません。

・工期：工事の始期から 150 日間

（令和5年2月1日（水）（工事着手期限）までに工事を開始すること）

### (3) 施工条件明示

- 工事の施工日は標準仕様書「1.3.5 施工条件」のとおりとします。
- 宿舎では、工事期間中も入居者が生活しています。
- 本工事は受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）です。
- 平日の工事を予定しています。
- 宿舎管理上の都合により、一時的に工事が出来ない時間帯が生じた際は、監督職員と協議することとします。
- 本工事は、監督職員の立会い等の一部について、ウェアラブルカメラ等を利用した遠隔臨場を行います。なお、費用については別途とします。
- その他、仮設、作業範囲等を明示していますので、入札公告に添付する図面、現場説明書を参照してください。

## 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組を実施しています。

### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- 予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定とします。

### (2) 週休2日促進工事に要する費用

- 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.05 により労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し計上しています。  
なお、補正の額は工事価格に対しておおよそ1%を見込んでいます。
- 現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更して工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更します。  
また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。

### (3) 施工条件等の変更にかかる円滑な協議

- 施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して発生した条件等について、監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容について設計変更の対象とします。

#### (4) 工事関係図書等の効率化

- 本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督員と協議した上で書類作成等を実施することとします。
- 工事関係書類一覧表は北陸地方整備局営繕部ホームページ（下記の URL）に公表しており、ダウンロードが可能です。  
( [https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/001\\_order/HP\\_up\\_data/newpage4.html](https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/001_order/HP_up_data/newpage4.html) )

#### (5) 主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

- 請負契約締結日の翌日から、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の専任が不要です。
- これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は不要です。
- 専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等（専任を要しないものに限る）と兼務することが可能です。

#### (6) 入札時積算数量書活用方式の適用

- 入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。